

総合情報基盤センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、九州産業大学学則第11条第2項の規定に基づき、総合情報基盤センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、九州産業大学（以下「本学」という。）における教育の情報化、情報教育、学術研究、事務処理能力向上の支援及び学内の共同利用施設として、本学の学生及び教職員の利用に供することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的な教育・学術研究情報システムの中・長期計画に関すること。
- (2) センターの年間事業計画に関すること。
- (3) 教育の情報化に関する研究の推進及び情報教育・学術研究の支援並びにその成果の発表・広報に関すること。
- (4) 学内及び学外の情報処理資格取得講座及び各種講習会等に関すること。
- (5) 学内及び学外情報ネットワークシステムに係る情報基盤整備及び管理運営に関すること。
- (6) 事務システムの開発及び管理運営の支援に関すること。
- (7) 情報システム委員会から委嘱された事項
- (8) その他センターの目的達成に必要な事項

(構成)

第4条 センターは、総合情報基盤センター所長（以下「所長」という。）及び情報化推進員並びに事務職員をもって構成する。

(所長)

第5条 所長は、センターを代表し、その業務を統括する。

- 2 所長の選任及び任期等については、学生部長等役職者選任規程による。

(情報化推進員)

第6条 情報化推進員は、センターの目的を達成するために必要な教育の情報化及び教育・学術研究情報基盤の整備等を促進する。

- 2 情報化推進員は、本学の専属教員のうちから所長が推薦し、学長が委嘱する者若干名とする。
- 3 情報化推進員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(センター運営委員会)

第7条 センターの運営に関する事項を審議するため、センター運営委員会を置く。

- 2 センター運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 所長
 - (2) 情報化推進員のうちから3名
 - (3) 各学部から選出された専属教員各1名
 - (4) 健康・スポーツ科学センターから選出された専属教員1名
 - (5) 教務部長又は教務部長が推薦する者1名

- (6) 教務部教務課及び総務部総務課職員各1名
 - (7) センター事務部長
 - (8) センター事務室長
- 3 前項第3号、第4号、第5号及び第6号の委員は、学長が委嘱する。
 - 4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員補充のため委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 センター運営委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。
 - 6 センター運営委員会の招集は、委員長が行い、その議長となる。
 - 7 委員長に事故あるときは、委員長から指名された委員がその職務を代行する。
 - 8 センター運営委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決定する。
 - 9 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(審議事項)

第8条 センター運営委員会は、第3条の業務を達成するために、必要な事項を審議する。

(各種部会)

第9条 センターの業務に関し、専門的かつ効率的な検討及び運営を図るため、センター運営委員会のもとに、次の各号に掲げる部会（以下「各種部会」という。）を置く。

- (1) 将来計画部会
 - (2) 教育研究部会
 - (3) 情報基盤部会
- 2 各種部会の運営等については、別に定める。

(事務システム運営委員会)

第10条 事務システムの円滑かつ効率的な運営をはかるために、事務システム運営委員会を置く。

- 2 事務システム運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) センター事務部長
 - (2) 事務システム開発関連部所の各部長
- 3 事務システム運営委員会については、別に定める。

(事務)

第11条 センター運営委員会及び各種部会並びに事務システム運営委員会の事務は、センター事務室が行う。

(利用)

第12条 センターの利用については、別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、学長が学部長会議の意見を聴取した上で行う。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 九州産業大学情報処理センター規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成18年9月22日から施行し、平成18年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年12月9日から施行し、平成28年10月26日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。